

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集します。

1. 対象地域

栗原市鶯沢地区

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地及び内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積（㎡）	変更内容	変更理由
1	鶯沢北郷小迫	6	田	0.2473	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	鶯沢北郷中屋敷	223	田	0.2443	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため

3. 意見募集期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月2日（火）

4. 意見の提出方法

「氏名」「住所」「意見の内容」をメールに直接記載し、以下のアドレスへ送信してください。

お問い合わせ先

栗原市農林振興部農政園芸課（栗原市築館薬師一丁目7番1号 ふるさとセンター2階）

TEL：0228-22-1135

FAX：0228-24-7688

Eメール：nosei@kuriharacity.jp